

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.62

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者(一社)北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

改正消費者安全法が成立しました ～地域ネットワークの構築がもりこまれました～

平成26年6月6日改正消費者安全法が成立し、同6月13日に公布されました。今後公布日から2年以内に施行されます（一部を除く）。改正法では、高齢者等の見守りを行うための団体として「消費者安全確保地域協議会」（以下、地域協議会）を都道府県及び市町村が任意で設置できることが、法律で規定されました。

高齢人口の増加率を大きく上回るペースで高齢者からの相談は増加し、1件あたりの平均被害額（平均契約購入金額、平均既支払額）も増加。また、高齢者の二次被害も増加傾向にあるなど、近年の消費者被害の深刻な状況をふまえ、平成25年度に消費者庁では、「消費者の安全安心確保のための『地域体制の在り方』に関する意見交換会」が行われてきました。

この意見交換会の報告書では、地方消費者行政を始め「地域体制」の強化を図る必要があり、消費者の安全・安心を確保する観点から、①消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止や、②消費者被害を始めとする消費生活問題に対して迅速かつ総合的な対応が図れるような「地域体制づくり」を目指す、との方向性が示されました。

「地域体制づくり」のための方策としては具体的に、①地域ネットワークの構築、②消費者関連情報の活用に向けた基盤整備、③消費生活相談体制の強化、④消費生活相談員・消費者行政職員の確保と資質向上、が挙げられています。

意見交換会で議論された内容等をふまえ国では法整備を現在進めており、改正消費者安全法には、地域協議会の任意の設置規定がもりこまれました。

北海道では従来から各地域において、消費者被害防止ネットワークを設置し独自に見守り活動を行ってきましたが、今回の法改正は、このようなネットワークが有効であると、これまでの各地域における活動が評価されたものと考えています。今後もより一層の活動の充実と組織内の拡充に力を入れてネットワークの強化を図っていきましょう。



地域ネットワークの活動を紹介します。



今回は岩見沢市



このコーナーでは各団体の活動を紹介しています。今回は岩見沢市消費者被害防止ネットワークの活動を紹介します。

発足は平成19年2月、幹事会は岩見沢警察署生活安全課、岩見沢消費者協会、岩見沢市総務部市民連携室の3団体が担い、座長は消費者協会会長が行っています。構成団体には、町会連合会、商工会議所、教育機関、社会福祉協議会、岩見沢金融協会、司法書士会など現在は28団体です。広報誌の発行は年2~3回、各構成団体に郵送で発送されています。最新号26-01では、「国民生活動向調査結果から」や、「消費者センターへの相談は後？」

と題し、アダルト情報サイト業者などに連絡を取った後でセンターに相談が来る事例が多いことが紹介されています。

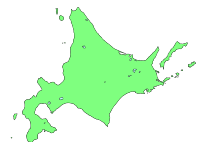
定例会議は年1回、2月頃に開催され、取り上げたいトピックスを決めて進行しているということです。25年度は国民生活センターの「消費者問題に関する2013年の10大項目」を取り上げ、「メニュー表示問題」「薬用化粧品白斑トラブル」などの全国的なものは、その訴訟動向や、こういった問題であるかなどを紹介、「高齢消費者トラブル6年連続増加」「健康食品の送り付け商法激増」などは、地域性を含めて警察からも事例紹介を行いました。

24年度の定例会議では、集中豪雨のために冠水地区も発生し、排水管清掃の訪問勧誘の相談が相次ぎ、いくつかの団体と連携して注意喚起を行った事例と、また、冬には市が除雪を行っている最中に、業者が訪問し、市と誤解して住民が注文してしまうことや、雪害の関係で雪が解けた後に火災保険を使ってリフォーム工事ができるといった勧誘が増えるなどの状況を紹介しネットワーク内で注意喚起を行ったとのことでした。

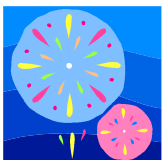
全道でもリフォーム工事に関するトラブルは後を絶ちません。地域性も利用した悪質業者の巧妙な手口の一端がうかがえます。

北海道消費者被害防止ネットワーク

構成機関・団体が40団体に！



平成26年3月に開催された北海道消費者被害防止ネットワーク（以下、北海道ネットワーク）定例会議で、北海道ネットワーク拡充のため新たに参加を呼びかけることについて提案し、賛同を得られた関係4団体に参加要請を行いました。「NPO法人 消費者支援ネット北海道」「（公社）全国消費生活相談員協会北海道支部」「（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会北海道支部」「北海道生活協同組合連合会」が平成26年度より構成団体として参加することになりました。これにより北海道ネットワークは構成機関・団体が40、オブザーバー1となり、今後の地域ネットワークの拡充に向けてパワーアップしました。





消費者教育啓発 DVD を貸し出しています

北海道立消費生活センターでは、啓発用 DVD を貸し出しています。
今回は、消費者庁と警察庁が作成した最新の DVD をご紹介します。

■「高めよう！見守り力」(消費者庁作成)

高齢者や障害者等、社会的弱者の消費者被害が急増しています。高齢者や障害者は自分自身で被害にあっていることに気が付かなかったり、自ら相談することが少ないために発見が遅れ、被害が拡大する傾向が高いと言われています。このため、未然防止や、早期発見をするためには、地域社会全体で見守り、支援することが求められています。

「高めよう！見守り力」は、見守り活動の輪を広げることに主眼をおいた見守りの担い手向け教材として作成されています。この教材では多様な人物(事業者、近所の人、民生委員、ヘルパー、ケアマネージャー、消費生活相談員等)が登場し、各々の役割りが示されています。ぜひ会合や研修等の場でお気軽にご利用ください。

※消費者庁ホームページより視聴することも可能です。

<http://www.caa.go.jp/information/mimamori/index.html>



■「消えた残高」(警察庁作成)

インターネットバンキング不正送金事犯(ネットバンクに不正にアクセスし、正規利用者の口座から勝手にお金を引き出す犯罪)について、道警では検挙と被害防止の両面に力を注いでいるところですが、全国的にみると、今年はすでに7月の時点で昨年1年間の被害額を超え、過去最悪の発生状況となっています。

警察庁ではサイバー犯罪被害防止広報啓発 DVD として「消えた残高～インターネットバンキングに潜む罠」を作成しています。被害の未然防止のため、ぜひご活用ください。

※本 DVD の内容は動画がインターネットで公開されています。

<http://www.cmfm2.jp/movie/play/146/21544/10/20>

貸出しご希望の方は、当センター教育啓発グループまでお申し込みください。
なお、このほかにも悪質商法の手口をはじめとした消費者教育啓発 DVD の貸出しを行っていますので、お気軽にお問い合わせください。

■北海道立消費生活センター教育啓発グループ 電話番号 011-221-0110

■北海道立消費生活センターホームページ(DVD 貸出しのご案内)

<http://www.do-syouhi-c.jp/edu/dvd.html>

地域ネットワークを設立しませんか？～未設置市町村を訪問しています！

(一社)北海道消費者協会は、北海道から「消費者被害防止地域ネットワーク設置促進事業」を受託し、現在、地域ネットワーク未設置市町村を現地訪問しています。消費者被害が深刻な状況にある今、あなたの町の住民を守るためにネットワーク設置をぜひご検討ください。「地域ネットワークとは何か」、「既存の組織を活用できないか」、などご質問がありましたらお気軽にお問い合わせください。ご説明のため現地までお伺いします。



■(一社)北海道消費者協会教育啓発グループ
電話番号:011-221-4217

見守り 新鮮情報

第196号

「生活保護センター」を名乗る人から「あなたの**個人情報**が3カ所に**漏れている**。2カ所は取り消せたが、**1カ所**(A社)だけは**取り消せない**。代理の人を立てる必要がある」という電話があり、ボランティア団体の人が

代理人になってくれることになった。すると、A社から連絡があり、自分に振られている「**番号**」を教えられた。

その後、代理人から「書類に書くのに必要」

とその番号を聞かれ**教えた**と

ころ、A社から「番号を他に教えたのは**違法行為**になるため、社員が**逮捕**された。あなたが保釈金**1千万円**払うように」と求められ、**宅配便**で現金を**送った**。(70歳代 女性)



「個人情報を削除してあげる」 公的機関をかたる詐欺が急増

ひとこと助言



見守るくん

耳を
貸さないで

- 公的機関等をかたり「個人情報が漏れているので削除してあげる」などと持ちかけ、最終的にはお金をだまし取る手口が急増しています。
- 個人情報の削除を持ちかける電話は詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- 一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは極めて困難です。絶対に支払ってはいけません。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。